

Ⅵ 報告義務違反関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 虚偽報告	公務内外を問わず、事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員		○	○	○
2 報告義務違反	公務内外を問わず、非違行為を行ったにもかかわらず、その事実を隠ぺいするなど、報告義務を怠った教職員		○	○	○

Ⅶ 児童生徒に対する非違行為関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 児童生徒性暴力等及びセクシュアル・ハラスメント	(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った教職員	○			
	(2) 児童生徒に上記(1)以外のセクシュアル・ハラスメントを行った教職員	○	○	○	○
2 体罰	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○			
	(2) 体罰により児童生徒に上記(1)以外の傷害を負わせた教職員	○	○	○	○
	(3) 児童生徒に上記(1)・(2)以外の体罰をした教職員			○	○
3 不適切な指導・言動等（*）	(1) 暴言、威嚇、侮蔑的な言動、その他不適切な指導・言動等を行い、その態様・程度が悪質であり、児童生徒に著しい精神的苦痛を与えた教職員	○	○	○	
	(2) 上記(1)以外の不適切な指導・言動等を行い、児童生徒に精神的苦痛を与えた教職員			○	○
* 「児童生徒へのわいせつ行為等につながるおそれのある行為（ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を用いた無許可での私的なやりとり等）」、「児童生徒間のいじめの助長や放置、不適切な対応」は、「3 不適切な指導・言動等」の対象として扱うものとする。					

Ⅷ 管理監督責任関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 指導監督不適正	部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員			○	○
2 非行の隠ぺい、黙認	部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員		○	○	